

平成29年7月7日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究開発センター
所長 塩月 正雄

「大洗研究開発センター原子力事業者防災業務計画」の読み替えについて
(連絡)

平成29年3月24日付けで提出しました「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成29年7月1日付け人事異動、原子力規制委員会の組織名称変更等に伴い、今後、添付資料のとおり読み替えて防災業務を遂行しますので、連絡いたします。

添付資料

- ・「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以 上

「大洗研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成29年3月24日修正版・・・平成29年4月1日読み替え時は変更なし）	読み替え後（平成29年7月1日以降適用）	理 由
<p>目次 略</p> <p>第1章～第2章 略</p> <p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策等の実施</p> <p>特定事象の発生から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害の拡大の防止を図るため、初期対応、応急措置及び緊急事態応急対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第1節 初期対応</p> <p>1. 現地対策本部の設置 原子力防災管理者は、特定事象が発生した場合、第2章第2節の「原子力防災組織の運営」に基づき、現地対策本部を設置し、原子力防災要員等を招集するとともに、自ら現地対策本部長として原子力防災組織の指揮を行う。</p> <p>2. 通報連絡 原子力防災管理者は、特定事象の発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長及び鉾田市市長並びに官邸、県警本部、大洗町消防本部、茨城海上保安部署、原子力防災専門官、<u>茨城地方放射線モニタリング対策官</u>、原子力緊急時支援・研修センター等、別図-2(1)及び(2)に示す関係機関に対し、様式6-1又は様式6-2に必要事項を記入し、同報ファクシミリ装置を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡し、連絡を受けた旨を通報先に確認する。同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項の通報は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に確認する。また、現地対策本部長は、事故状況の推移に伴い変化する情報について継続的に収集し、定期的に報告する。 別表-11に原災法第10条第1項に基づく通報基準を示す。 なお、特定事象及び原子力緊急事態に該当しない原子力施設の異常の発生、又はそのおそれがある場合には、原子力防災管理者は、茨城県原子力安全協定、規制法、大洗研究開発センター事故対策規則に基づき、原子力規制委員会等の関係機関に通報する。 また、大洗研究開発センターが責任を負う事業所外運搬の場合にあつては、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力緊急時支援・研修センター等、別図-2(1)及び(2)に示す関係機関のうち必要な機関に通報連絡する。 なお、通報連絡及び報告を行った場合は、その内容を記録として保存する。</p> <p>3. 情報の収集と提供 (1) 現地対策本部長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集する。 ① 事故の発生時刻及び場所 ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置 ③ 被ばく、障害等人身災害にかかわる状況 ④ 敷地周辺における放射線量率及び放射性物質の量の測定結果 ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所、放出状況の推移等の状況 ⑥ 気象状況 ⑦ その他必要と認める事項 (2) 現地対策本部長は、事故状況の推移に伴い変化する上記(1)の各項目の情報を継続的に収集し、様式7-1又は様式7-2を用いて内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、原子力防災専門官、<u>茨城地方放射線モニタリング対策官</u>、茨城県知事、大洗町長、鉾田市市長、原子力緊急時支援・研修センター、関係機関及び機構対策本部長に同報ファクシミリ装置を用いて一斉に送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡し、連絡を受けた旨を通報先に確認する。同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各</p>	<p>目次 変更なし</p> <p>第1章～第2章 変更なし</p> <p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策等の実施</p> <p>特定事象の発生から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害の拡大の防止を図るため、初期対応、応急措置及び緊急事態応急対策を実施する。</p> <p style="text-align: center;">第1節 初期対応</p> <p>1. 現地対策本部の設置 原子力防災管理者は、特定事象が発生した場合、第2章第2節の「原子力防災組織の運営」に基づき、現地対策本部を設置し、原子力防災要員等を招集するとともに、自ら現地対策本部長として原子力防災組織の指揮を行う。</p> <p>2. 通報連絡 原子力防災管理者は、特定事象の発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、大洗町長及び鉾田市市長並びに官邸、県警本部、大洗町消防本部、茨城海上保安部署、原子力防災専門官、<u>上席放射線防災専門官</u>、原子力緊急時支援・研修センター等、別図-2(1)及び(2)に示す関係機関に対し、様式6-1又は様式6-2に必要事項を記入し、同報ファクシミリ装置を用いて送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡し、連絡を受けた旨を通報先に確認する。同報ファクシミリ装置が使用できない場合は、各様式に掲げる事項の通報は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に確認する。また、現地対策本部長は、事故状況の推移に伴い変化する情報について継続的に収集し、定期的に報告する。 別表-11に原災法第10条第1項に基づく通報基準を示す。 なお、特定事象及び原子力緊急事態に該当しない原子力施設の異常の発生、又はそのおそれがある場合には、原子力防災管理者は、茨城県原子力安全協定、規制法、大洗研究開発センター事故対策規則に基づき、原子力規制委員会等の関係機関に通報する。 また、大洗研究開発センターが責任を負う事業所外運搬の場合にあつては、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力緊急時支援・研修センター等、別図-2(1)及び(2)に示す関係機関のうち必要な機関に通報連絡する。 なお、通報連絡及び報告を行った場合は、その内容を記録として保存する。</p> <p>3. 情報の収集と提供 (1) 現地対策本部長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集する。 ① 事故の発生時刻及び場所 ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置 ③ 被ばく、障害等人身災害にかかわる状況 ④ 敷地周辺における放射線量率及び放射性物質の量の測定結果 ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所、放出状況の推移等の状況 ⑥ 気象状況 ⑦ その他必要と認める事項 (2) 現地対策本部長は、事故状況の推移に伴い変化する上記(1)の各項目の情報を継続的に収集し、様式7-1又は様式7-2を用いて内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、原子力防災専門官、<u>上席放射線防災専門官</u>、茨城県知事、大洗町長、鉾田市市長、原子力緊急時支援・研修センター、関係機関及び機構対策本部長に同報ファクシミリ装置を用いて一斉に送信するとともに、送信した旨を直ちに電話で連絡し、連絡を受けた旨を通報先に確認する。同報ファクシミリ装置が使用できな</p>	<p>原子力規制委員会の組織改正に伴う変更</p> <p>原子力規制委員会の組織改正に伴う変更</p>

「大洗研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成29年3月24日修正版・・・平成29年4月1日読み替え時は変更なし）	読み替え後（平成29年7月1日以降適用）	理 由
<p>様式に掲げる事項の通報は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡を行い、連絡を受けた旨を直ちに通報先に確認することとし、応急対策活動に支障の生ずることがないよう国、県、関係市町村及びその他の防災関係機関と調整する。</p> <p>4. 大洗研究開発センター外関係機関との連絡方法 現地対策本部長は、別図－2(1)の連絡経路により大洗研究開発センター外関係機関に連絡を行う場合は、別表－4に示す設備及び電話等を利用して行う。</p> <p>5. 通話制限 現地対策本部長は、緊急事態応急対策等の活動時の通信を確保するため、必要と認めた時は、通話制限その他必要な措置を講ずる。</p> <p>第3章第2節～第5章 略</p> <p>参考資料 略</p> <p>別図－1(1)～別図－1(2) 略</p>	<p>い場合は、各様式に掲げる事項の通報は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡を行い、連絡を受けた旨を直ちに通報先に確認することとし、応急対策活動に支障の生ずることがないよう国、県、関係市町村及びその他の防災関係機関と調整する。</p> <p>4. 大洗研究開発センター外関係機関との連絡方法 現地対策本部長は、別図－2(1)の連絡経路により大洗研究開発センター外関係機関に連絡を行う場合は、別表－4に示す設備及び電話等を利用して行う。</p> <p>5. 通話制限 現地対策本部長は、緊急事態応急対策等の活動時の通信を確保するため、必要と認めた時は、通話制限その他必要な措置を講ずる。</p> <p>第3章第2節～第5章 変更なし</p> <p>参考資料 変更なし</p> <p>別図－1(1)～別図－1(2) 変更なし</p>	

「大洗研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前 (平成29年3月24日修正版・・・平成29年4月1日読み替え時は変更なし)	読み替え後 (平成29年7月1日以降適用)	理由
<p>別図-2(1) 大洗研究開発センター外通報連絡系統</p>	<p>別図-2(1) 大洗研究開発センター外通報連絡系統</p>	<p>原子力規制委員会の組織改正に伴う変更</p> <p>原子力規制委員会の組織改正に伴う変更</p> <p>原子力規制委員会の組織改正に伴う変更</p>
<p>別図-2(2)～別図-5 略</p>	<p>別図-2(2)～別図-5 変更なし</p>	

「大洗研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

読み替え前（平成29年4月1日以降適用）	読み替え後（平成29年7月1日以降適用）	理由																																																																																				
<p>別表-1～別表-2 略</p> <p style="text-align: center;">別表-3 原子力防災管理者の代行順位</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">大洗研究開発センター所長</div> <p>↓</p> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr><th colspan="2">所長の代理順位に基づく副所長*</th></tr> <tr><td>1</td><td>副所長（安全管理部担当）</td></tr> <tr><td>2</td><td><u>副所長（照射試験炉センター、高温工学試験研究炉部担当）</u></td></tr> <tr><td>3</td><td><u>副所長（計画管理室、高速炉技術開発部、高速実験炉部、福島燃料材料試験部、環境保全部担当）</u></td></tr> <tr><td>4</td><td>副所長（管理部担当）</td></tr> </table> <p>↓</p> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr><th colspan="2">組織順位に基づく部長 (発災元を除く。)</th></tr> <tr><td>1</td><td>安全管理部長</td></tr> <tr><td>2</td><td>管理部長</td></tr> <tr><td>3</td><td>高速炉技術開発部長</td></tr> <tr><td>4</td><td>高速実験炉部長</td></tr> <tr><td>5</td><td>福島燃料材料試験部長</td></tr> <tr><td>6</td><td>照射試験炉センター長</td></tr> <tr><td>7</td><td>材料試験炉部長</td></tr> <tr><td>8</td><td>高温工学試験研究炉部長</td></tr> <tr><td>9</td><td>環境保全部長</td></tr> </table> <p>↓</p> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr><th colspan="2">組織順位に基づく次長 (ただし、原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設を統括する部署の次長とし、発災元を除く。)</th></tr> <tr><td>1</td><td>高速実験炉部次長</td></tr> <tr><td>2</td><td>福島燃料材料試験部次長</td></tr> <tr><td>3</td><td>材料試験炉部次長</td></tr> <tr><td>4</td><td>高温工学試験研究炉部次長</td></tr> <tr><td>5</td><td>環境保全部次長</td></tr> </table> <p>※ 副所長の人数、順位については、人事異動又は担当業務の変更に伴い変更される場合がある。</p> <p>別表-3以降 略</p> </div>	所長の代理順位に基づく副所長*		1	副所長（安全管理部担当）	2	<u>副所長（照射試験炉センター、高温工学試験研究炉部担当）</u>	3	<u>副所長（計画管理室、高速炉技術開発部、高速実験炉部、福島燃料材料試験部、環境保全部担当）</u>	4	副所長（管理部担当）	組織順位に基づく部長 (発災元を除く。)		1	安全管理部長	2	管理部長	3	高速炉技術開発部長	4	高速実験炉部長	5	福島燃料材料試験部長	6	照射試験炉センター長	7	材料試験炉部長	8	高温工学試験研究炉部長	9	環境保全部長	組織順位に基づく次長 (ただし、原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設を統括する部署の次長とし、発災元を除く。)		1	高速実験炉部次長	2	福島燃料材料試験部次長	3	材料試験炉部次長	4	高温工学試験研究炉部次長	5	環境保全部次長	<p>別表-1～別表-2 変更なし</p> <p style="text-align: center;">別表-3 原子力防災管理者の代行順位</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">大洗研究開発センター所長</div> <p>↓</p> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr><th colspan="2">所長の代理順位に基づく副所長*</th></tr> <tr><td>1</td><td>副所長（安全管理部担当）</td></tr> <tr><td>2</td><td><u>副所長（計画管理室、高速炉技術開発部、高速実験炉部、福島燃料材料試験部、環境保全部担当）</u></td></tr> <tr><td>3</td><td><u>副所長（照射試験炉センター、高温工学試験研究炉部担当）</u></td></tr> <tr><td>4</td><td>副所長（管理部担当）</td></tr> </table> <p>↓</p> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr><th colspan="2">組織順位に基づく部長 (発災元を除く。)</th></tr> <tr><td>1</td><td>安全管理部長</td></tr> <tr><td>2</td><td>管理部長</td></tr> <tr><td>3</td><td>高速炉技術開発部長</td></tr> <tr><td>4</td><td>高速実験炉部長</td></tr> <tr><td>5</td><td>福島燃料材料試験部長</td></tr> <tr><td>6</td><td>照射試験炉センター長</td></tr> <tr><td>7</td><td>材料試験炉部長</td></tr> <tr><td>8</td><td>高温工学試験研究炉部長</td></tr> <tr><td>9</td><td>環境保全部長</td></tr> </table> <p>↓</p> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr><th colspan="2">組織順位に基づく次長 (ただし、原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設を統括する部署の次長とし、発災元を除く。)</th></tr> <tr><td>1</td><td>高速実験炉部次長</td></tr> <tr><td>2</td><td>福島燃料材料試験部次長</td></tr> <tr><td>3</td><td>材料試験炉部次長</td></tr> <tr><td>4</td><td>高温工学試験研究炉部次長</td></tr> <tr><td>5</td><td>環境保全部次長</td></tr> </table> <p>※ 副所長の人数、順位については、人事異動又は担当業務の変更に伴い変更される場合がある。</p> <p>別表-3以降 変更なし</p> </div>	所長の代理順位に基づく副所長*		1	副所長（安全管理部担当）	2	<u>副所長（計画管理室、高速炉技術開発部、高速実験炉部、福島燃料材料試験部、環境保全部担当）</u>	3	<u>副所長（照射試験炉センター、高温工学試験研究炉部担当）</u>	4	副所長（管理部担当）	組織順位に基づく部長 (発災元を除く。)		1	安全管理部長	2	管理部長	3	高速炉技術開発部長	4	高速実験炉部長	5	福島燃料材料試験部長	6	照射試験炉センター長	7	材料試験炉部長	8	高温工学試験研究炉部長	9	環境保全部長	組織順位に基づく次長 (ただし、原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設を統括する部署の次長とし、発災元を除く。)		1	高速実験炉部次長	2	福島燃料材料試験部次長	3	材料試験炉部次長	4	高温工学試験研究炉部次長	5	環境保全部次長	<p>理由</p> <p style="text-align: center;">人事異動に伴う順位の変更</p>
所長の代理順位に基づく副所長*																																																																																						
1	副所長（安全管理部担当）																																																																																					
2	<u>副所長（照射試験炉センター、高温工学試験研究炉部担当）</u>																																																																																					
3	<u>副所長（計画管理室、高速炉技術開発部、高速実験炉部、福島燃料材料試験部、環境保全部担当）</u>																																																																																					
4	副所長（管理部担当）																																																																																					
組織順位に基づく部長 (発災元を除く。)																																																																																						
1	安全管理部長																																																																																					
2	管理部長																																																																																					
3	高速炉技術開発部長																																																																																					
4	高速実験炉部長																																																																																					
5	福島燃料材料試験部長																																																																																					
6	照射試験炉センター長																																																																																					
7	材料試験炉部長																																																																																					
8	高温工学試験研究炉部長																																																																																					
9	環境保全部長																																																																																					
組織順位に基づく次長 (ただし、原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設を統括する部署の次長とし、発災元を除く。)																																																																																						
1	高速実験炉部次長																																																																																					
2	福島燃料材料試験部次長																																																																																					
3	材料試験炉部次長																																																																																					
4	高温工学試験研究炉部次長																																																																																					
5	環境保全部次長																																																																																					
所長の代理順位に基づく副所長*																																																																																						
1	副所長（安全管理部担当）																																																																																					
2	<u>副所長（計画管理室、高速炉技術開発部、高速実験炉部、福島燃料材料試験部、環境保全部担当）</u>																																																																																					
3	<u>副所長（照射試験炉センター、高温工学試験研究炉部担当）</u>																																																																																					
4	副所長（管理部担当）																																																																																					
組織順位に基づく部長 (発災元を除く。)																																																																																						
1	安全管理部長																																																																																					
2	管理部長																																																																																					
3	高速炉技術開発部長																																																																																					
4	高速実験炉部長																																																																																					
5	福島燃料材料試験部長																																																																																					
6	照射試験炉センター長																																																																																					
7	材料試験炉部長																																																																																					
8	高温工学試験研究炉部長																																																																																					
9	環境保全部長																																																																																					
組織順位に基づく次長 (ただし、原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設を統括する部署の次長とし、発災元を除く。)																																																																																						
1	高速実験炉部次長																																																																																					
2	福島燃料材料試験部次長																																																																																					
3	材料試験炉部次長																																																																																					
4	高温工学試験研究炉部次長																																																																																					
5	環境保全部次長																																																																																					